標準時間・短時間及び延長保育について

保育時間

保育時間の区分	利用可能時間	該当する方
標準時間 1日 11 時間 (7:00~18:00)		○両親とも就労時間が月120時間以上 ○妊娠・出産 ○疾病・障がい ○同居の親族の介護 など
<mark>短</mark> 時間	1日 <mark>8</mark> 時間 (8:00~16:00)	○両親いずれかの就労時間が月120時間未満 ○求職活動中 ○育児休業中 など

^{・&}lt;u>保育標準時間認定</u>に該当する場合でも、バス通園の場合や祖父母の協力が得られるなどにより、 保育短時間の保育しか必要のない場合は、希望により保育短時間認定を受けることができます。

【 保育時間イメージ 】

標準時間 (7:00~18:00)

	7:00				18	:00 19:0	00			
	保育時間(11 時間)			延長保育A						
短	短時間 (8:00~16:00)									
	7:00	8:00		16	S:00 18	3:00 1	9:00			
	延長	保育B	保育時間(8 時間		延長保育C	延長保育A				

延長保育

- ・延長保育は、仕事、病気などのやむを得ない事情のため保育時間の延長が必要な場合にのみご利用いただけます。
- ・延長保育の利用は、事前の申込みが必要です。

【 延長保育料 】

豆八	時間	延長保育料			
区分		金額	保育料階層	定額(月額)	
延長保育 A (標準・短時間)	午後6時から 午後7時まで	250円/回	第1階層	0円	
			第2階層	月3回以上は600円	
			第3階層以上	月8回以上は2,000円	
延長保育B	午前7時から	- 150円/回	第1階層	0円	
(短時間)	午前8時まで		第2階層	月3回以上は400円	
延長保育C	長保育C 午後4時から		第3階層	月5回以上は700円	
(短時間)	時間) 午後6時まで		第4階層以上	なし	

[・]同じ日に延長保育A、延長保育B、延長保育Cを利用される場合もそれぞれ延長保育料が必要です。(ただし、延長保育Bと延長保育Cの定額は合計回数で計算します。)